

個人情報保護審査諮問書

北広行管第 137 号
令和 4 年 8 月 31 日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山下 竜 一 様

北広島市長 上野 正 三 印



北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の名称	「北広島市個人情報保護条例」の廃止及び「北広島市個人情報保護法施行条例」の制定について
諮問事項の区分	<input type="checkbox"/> 本人以外のものからの個人情報の収集（条例第 7 条第 2 項第 8 号） <input type="checkbox"/> 思想・信条等に関する個人情報の収集（条例第 7 条第 3 項ただし書） <input type="checkbox"/> 目的外利用及び提供の可否（条例第 8 条第 6 号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による提供の適用除外（条例第 9 条第 2 項） <input type="checkbox"/> オンライン結合による不適正利用に対する措置に関する事項（条例第 9 条第 3 項） <input checked="" type="checkbox"/> その他個人情報保護制度に係る重要な事項
諮問事項の具体的な内容	<p>令和 3 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において「個人情報の保護に関する法律」が改正され、同法、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。</p> <p>この改正によって、全ての地方公共団体は、直接改正法の適用を受けることとなるため「北広島市個人情報保護条例」を廃止し、改正法の施行にあたり必要とされる規定を整備するために「北広島市個人情報保護法施行条例」を制定する必要があります。</p>
理由	「北広島市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「北広島市個人情報保護法施行条例」を制定することは、個人情報保護制度に係る重要な事項であり、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第 3 条第 3 項に基づき、北広島市個人情報保護審査会のご意見をいただきたく、諮問するものです。
担当部課等	総務部 行政管理課（内線 3503）